

鳴門教育大学就職支援室規程

平成31年3月27日

規程第79号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第19条の2及び第20条の規定に基づき、就職支援室（以下「支援室」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 支援室は、学部生の教員就職率向上と大学院生の就職支援を目的として、教員採用試験及び就職活動等に関する各種支援業務を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 支援室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教員採用試験対策支援行事等の企画・立案等に関すること。
- (2) 教員採用試験に係る調査・分析等に関すること。
- (3) 進路指導及び進路相談に関すること。
- (4) 就職先の開拓（教育委員会訪問等）に関すること。
- (5) キャリア教育に関すること。
- (6) 音楽教育、美術教育、体育教育及び英語教育に関する実際の・技術的能力、実技指導能力等の教育支援に関すること。
- (7) その他就職支援等の業務運営に必要な事項に関すること。

(室員)

第4条 支援室に、室長、教員就職支援チーフアドバイザー（以下「チーフアドバイザー」という。）、就職支援アドバイザー、兼務を命じられた教員及びその他必要な職員を置く。

(室長)

第5条 室長は、学長が指名する者をもって充てる。

- 2 室長は、支援室の業務運営を統括する。

(チーフアドバイザー)

第6条 チーフアドバイザーは、本学の教員のうちから学長が任命する。

- 2 チーフアドバイザーは、就職支援アドバイザー及び学生課と連携し、第3条に掲げる業務を行う。

(就職支援アドバイザー)

第7条 就職支援アドバイザーは、パートタイム職員とする。

- 2 就職支援アドバイザーには、学部担当と大学院担当を置く。
- 3 就職支援アドバイザーは、チーフアドバイザー及び学生課と連携し、主として学部生及び大学院生の就職に係る、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 進路指導及び進路相談に関すること。
 - (2) 教員採用試験に係る調査・分析等に関すること。

- (3) 就職先の開拓に関する事。
 - (4) チーフアドバイザーが行う教員採用試験対策に係る諸業務の支援・補助に関する事。
 - (5) その他就職支援等の業務運営に必要な事項に関する事。
- (その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、支援室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 鳴門教育大学就職支援等アドバイザー規程（平成18年規程第5号）は、施行日をもって廃止する。